

沼田市除雪機等購入費補助金交付要項

平成29年10月1日から適用

【交付目的】

地域における生活道路となっている公道等の安全安心な通行の確保を図るため、自助・共助による除雪活動に使用する除雪機等の購入に要する経費に対し、購入費の一部を補助します。

【補助対象者】

- (1) 町、区、班を単位とする団体
- (2) 10戸以上が共同して除雪を行う団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

【補助対象経費】

公道等の除雪に使用する除雪機等の購入に要する経費

【補助金額】

補助対象経費に10分の8を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、30万円を限度とします。

【交付条件】

- (1) この補助金の交付総額は、予算の範囲内とします。
- (2) 購入した除雪機等の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 購入した除雪機等の維持管理及び運転等に係る経費は、補助対象者の負担とする。
- (4) 購入した除雪機等は、取得した日から10年が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、その他の処分はしないこと。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 除雪機等購入及び同機械での除雪に関し、異議の申し立て及び紛争が生じたときは、自分たちで解決すること。

【交付申請期間】

11月1日から翌年の1月31日

【交付申請の方法】

交付申請書に次の書類を添えて申請してください。

- (1) 購入しようとする除雪機等の見積書
- (2) 購入しようとする除雪機等のカタログ等
- (3) 誓約書
- (4) 申請者が10戸以上が共同して除雪を行う団体となる場合は、対象団体名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

【交付決定】

- (1) 申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定します。
- (2) 交付決定後、交付決定通知書により通知します。

【交付請求】

補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助金交付請求書に次の書類を添えて交付請求してください。

- (1) 領収書の写し
- (2) 購入した除雪機等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類